

重要事項のご説明

2016年4月1日以降始期契約用


※保険申込書・継続確認書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、『GK クルマの保険(家庭用自動車総合保険)』、『自動車保険・一般用(一般自動車総合保険)』および『はじめての自動車保険(個人用自動車保険)』に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については『ご契約のしおり(約款)』等でご確認ください。『ご契約のしおり(約款)』は、必要に応じて当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)のWeb約款^(注)をご覧ください。取扱代理店または当社にご請求ください。
(注)販売車・受託車契約等一部の契約を除きます。

※『ご契約のしおり(約款)』は、ご契約後、保険証券^(注)とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社にお問い合わせください。
(注)保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。
※保険証券や『ご契約のしおり(約款)』は、所定の条件を満たす場合、書面ではなく、Webで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)をご選択いただくことも可能です。この場合、書面の保険証券や『ご契約のしおり(約款)』はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。
※eco保険証券・Web約款を新たにご選択いただくと、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

 このマークに記載の事項は、『ご契約のしおり(約款)』の第1部に記載されています。

- ▶ **保険契約者と記名被保険者**・ご契約のお車の所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・ご契約のお車の所有者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明 『ご契約のしおり(約款)』にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。	自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。		

保険種類のご説明 ご契約条件に応じてご契約いただける保険種類が異なりますので、ご確認ください。

<p>ご契約条件 記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合。ただし、ご契約のお車がレンタカーや教習用自動車である場合や、ご契約のお車を事業にのみ使用している場合を除きます。</p> <p>GK クルマの保険</p> <p>『GK クルマの保険』は、個人のお客さま向けの商品です。お客さまのカーライフにあわせて、充実した補償をお選びいただけます。</p>	<p>はじめての自動車保険</p> <p>『はじめての自動車保険』は、はじめて自動車保険を契約するお客さま向けの商品です。必要と思われる補償をあらかじめセットしたシンプルな自動車保険です。^(注1)</p>	<p>ご契約条件 フリート契約^(注2)など左記以外の場合</p> <p>フリート契約</p> <p>自動車保険・一般用</p> <p>『自動車保険・一般用』は、事業者のお客さまやご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車のお客さま向けの商品です。事業者向けの特約をはじめ、幅広い特約ラインナップが特徴です。</p>
--	--	--

(注1) 継続手続忘れをサポートする特約がセットできない等、『GK クルマの保険』よりも契約条件に制限があります。また、継続契約は『GK クルマの保険』または『自動車保険・一般用』となります。
(注2) 所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が10台以上の場合、フリート契約でのご契約となります。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

基本となる補償^(注1)、主な自動セット特約^(注2)および主な任意セット特約^(注3)は次のとおりです。特約のセット条件は、それぞれの特約に定められた「特約の付帯条件(第1条)」をご確認ください。

なお、保険種類によって対象となる特約は異なります。それぞれの特約の **GK**、**一般用** および **はじめて** のマークをご確認ください。(いずれのマークもない特約はすべての保険種類で対象となります。)

	基本となる補償	主な自動セット特約	主な任意セット特約
相手への賠償	対人賠償保険		
	対物賠償保険		対物超過修理費用特約
おケガの補償	人身傷害保険	重度後遺障害時追加特約 はじめて では必ずセットされます。	交通乗用具事故特約 GK 自動車事故特約 ^(注4) GK 一般用 ケアサポート費用特約 GK 一般用 差額ベッド費用特約 GK 一般用 搭乗者傷害(入院/2区分)特約 GK 一般用 搭乗者傷害(入院/2区分)倍額払特約 GK 一般用 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 GK 一般用 搭乗者傷害(入院/5区分)特約 一般用 搭乗者傷害(入院/5区分)倍額払特約 一般用 搭乗者傷害(入院/日数)特約 一般用
	車両保険	車両価額協定保険特約 ^(注5)	運搬・搬送・引取費用特約 ノンフリート契約では必ずセットされます。 ^(注6) 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 GK 一般用 新車特約 車両全損(70%)特約 車両超過修理費用特約 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 車両危険限定特約 車両危険限定(A)特約 一般用 レンタカー費用特約 GK 一般用 運搬時レンタカー費用特約 GK 一般用 車内手荷物等特約 GK 一般用 車両保険無過失事故特約 ^(注4)
上記以外の主な特約	他車運転特約	臨時代替自動車特約 GK 一般用	任意セット特約
		ファミリーバイク(人身傷害あり)特約 ^(注4) GK 一般用	ファミリーバイク(人身傷害なし)特約 ^(注4) GK 一般用 自動車事故弁護士費用特約 GK 一般用 弁護士費用特約 GK 一般用 日常生活賠償特約(保険金額無制限) ^(注4) GK 一般用

(注1) 基本となる補償は保険種類により異なります。

・ **GK** : 対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットできますが、いずれか1つを必ずセットしてください。人身傷害保険は必ずセットされます。ただし、次の場合は人身傷害保険を任意にセットできます。

- ・ 対人賠償保険のみセットする場合・対物賠償保険のみセットする場合・車両保険のみセットする場合
- ・ 対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

・ **一般用** : 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを、必ずセットしてください。

・ **はじめて** : 対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険は必ずセットされます。車両保険は任意にセットできます。

(注2) ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(注3) ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットする特約です。

(注4) フリート契約ではセットできません。

(注5) ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外の場合等、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットすることにより適用しないことができます。

(注6) 対人賠償保険のみセットする場合は、例外としてセットできません。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする主な場合および**保険金**をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは**普通保険約款・特約**をご確認ください。

基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への補償	対人賠償保険 ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ 保険金額 を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ● 次のいずれかに該当する方などの生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。等
	対物賠償保険 ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、 免責金額 を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。 📖 対物賠償保険の保険金額制限	
おケガの補償	人身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害(注)について、被保険者1名につきそれぞれ原則として保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。 (注) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。 📖 人身傷害保険における無保険自動車事故に関する特別	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害 ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 等
	車両保険 衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。なお、全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。	

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。

※人身傷害保険については、交通乗用具事故特約または自動車事故特約により補償の対象となる事故の範囲を変更することができます。

また、車両保険については、セットする特約により補償の対象となる事故の範囲を変更することができます。「④主な特約の概要」(4ページ)をご確認ください。

※販売車・受託車契約等特殊なご契約は、それ以外のご契約とは保険金をお支払いする主な場合など補償内容が異なる場合があります。保険証券および特約をあわせてご確認ください。

② 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

③ 免責金額 注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には、免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には以下の2種類があり、いずれかの方式をご選択いただけます。ただし、**はじめて**の場合は、ご契約内容に応じて車両保険の免責金額およびその設定方式が決まります。

1. 定額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式)
2. 増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式)

ご契約に定められた免責金額については、保険申込書・継続確認書の免責金額欄でご確認ください。

📖 保険期間が1年超のご契約における車両保険の免責金額の取扱い

📖 の事項については、『ご契約のしおり(約款)』の第1部をご確認ください。 📖 水色の文字の用語については、①ページの 用語のご説明 をご確認ください。

④ 主な特約の概要 契約概要

たとえば、次のような特約があります。

● 車両危険限定特約・車両危険限定(A)特約(任意セット特約)

車両危険限定特約または車両危険限定(A)特約をセットする場合、車両保険のお支払対象となる事故の範囲が限定されます。
○:お支払いします ×:お支払いしません

事故例 ご契約タイプ	車対車の 衝突・接触	火災・爆発	盗難(注1)	台風・洪水・ 高潮・竜巻	落書・ いたづら・ 窓ガラス破損	飛来中・ 落下中の 物との衝突	歩行者・自転車・ 動物(注2)との 衝突・接触	電柱・ ガードレール 等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆	地震・噴火・ 津波
一般車両(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
車両危険限定特約を セットする場合	○(注4)	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
車両危険限定(A) 特約をセットする場合	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
(注2) 鳥類など飛来中の動物との衝突は「飛来中・落下中の物との衝突」に含まれます。
(注3) 車両危険限定特約、車両危険限定(A)特約のいずれもセットしない車両保険をいいます。
(注4) 相手自動車が特定できる場合に限り、ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

● 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約(任意セット特約)

車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害について、車両保険金をお支払いしません。ただし、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットした場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損(注1)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。(注2)

(注1) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合があります。
(注2) 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社にご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

⑤ 付帯サービス

運搬・搬送・引取費用特約をセットした場合、おクルマQQ隊(ロードサービス)を提供します。(注1) おクルマQQ隊の主なサービスは次のとおりです。詳しくは、『ご契約のしおり(約款)』のロードサービスご利用規約をご参照ください。

ロードサービス

レッカーQQ手配サービス 事故または故障等により自力走行不能(注2)となった場合に、レッカー業者を手配します。レッカーけん引料金やクレーン費用等は運搬・搬送・引取費用特約で補償します。

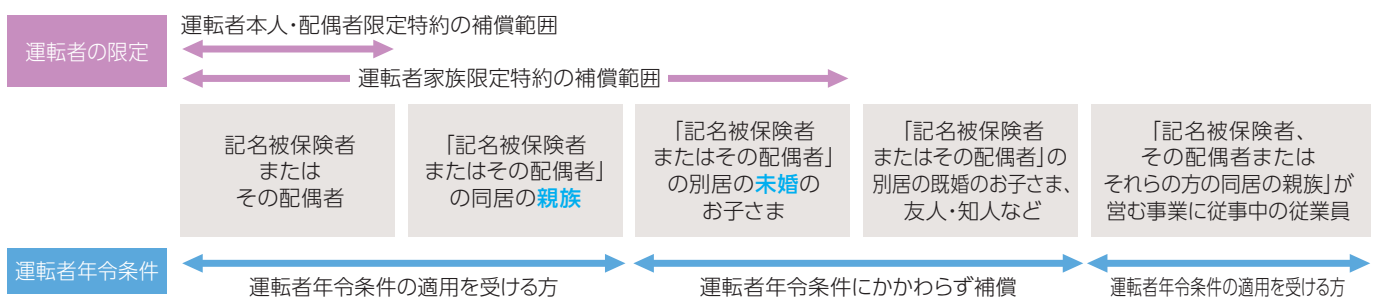
(注1) ご利用の際は、ご自身で救援業者を手配せずに、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。
(注2) 物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

⑥ 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償される運転者の範囲(運転者の限定、運転者年令条件)を設定することができます。この場合、**保険料**が割引になります。

- 運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセット(注1)し、運転する方を限定した場合は限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
 - 運転者年令条件(年令を問わず補償、21才以上補償、26才以上補償、35才以上補償(注2))を設定(注1)した場合は、運転者年令条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。(注3)
- (注1) フリート契約ではセットおよび設定できません。
(注2) 「~~一般用~~」および「~~はじめて~~」では「35才以上補償」は設定できません。
(注3) ご契約のお車が原動機付自転車の場合、「年令を問わず補償」、「21才以上補償」のみ設定できます。

【記名被保険者が個人の場合】



※記名被保険者が法人の場合、運転者年令条件の適用を受ける方は運転されるすべての方となります。運転者年令条件が、運転する最も若い方の年令にあわせて設定されているかご確認ください。

補償される運転者を従業員等に限定する場合

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間: 1年間(ご契約条件によって1年超の長期契約や1年未満の短期契約も契約可能(注))
 - 補償の開始: 保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書・継続確認書に記載されている場合は、その時刻)
 - 補償の終了: 保険期間の末日(満期日)の午後4時
- (注) 「~~はじめて~~」の保険期間は3年間のみとなります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、お客さま（運転者）の事故発生状況による要素等、以下のような要素から決定されます。
 お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書・継続確認書の保険料欄でご確認ください。

等級別料率制度

- 1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度（注1）（注2）です。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。（注3）
- 初めて契約される場合は6等級（S）となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。（注1）ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。
- （注2）「GK グルマの保険・ドライバー保険」との間では、等級および事故有係数適用期間は継承されません。
- （注3）継続前のご契約の保険期間中に発生した事故について、継続手続きがなされた後に事故通知および保険金請求を行った等の場合には、継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。この場合において、割増率が変更となる際には、追加保険料の請求または保険料の返還をいたしますので、ご了承ください。

等級別料率制度における割増率の適用方法、事故の取扱い（3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、等級すえおき事故、ノーカウント事故）

ご注意ください 次のような場合は、継続前のご契約の等級を継承できません。

- ・継続前のご契約の等級が7等級（S）、7等級（F）または8～20等級の場合で、継続前のご契約の満期日（または解約日）の翌日から7日以内に継続契約がないとき
- ・継続契約の始期日が「継続前のご契約の満期日（または解約日）の前日から過去8日以前の日」となった場合
- ・継続前のご契約が解除された場合 等

フリート割引・割増制度
 ※フリート契約の場合

- 成績計算期間内の損害率、前回の割引・割増および成績計算期間の末日時点の総付保台数により割引・割増を決定し、料率審査日以降の1年間に始期日を有する、すべてのフリート契約のお車に同一の割引・割増を適用します。 **フリート割引・割増制度**
- 成績計算期間は、原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年となります。

※10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別料率制度が適用されます。

セカンドカー割引（複数所有新規）

次の条件をすべて満たしているときは、7等級（S）となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。

- すでに自動車保険（他の保険会社または共済とご契約を含みます。）を契約し、2台目以降のお車について初めての契約であること
- 以下の表中の条件を満たしていること

すでに契約している自動車保険（1台目のご契約）	初めて契約する自動車保険（2台目以降のご契約）	
<p>等級 ご契約の始期日時点で11等級以上であること （当社のご契約で保険期間が1年超の場合は、取扱いが異なります。）</p>	<p>記名被保険者 次の①～③のいずれかに該当し、かつ個人であること</p> <p>① 1台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ 「①または②」の同居の親族</p>	<p>ご契約のお車の所有者 次の①～④のいずれかに該当し、かつ個人であること</p> <p>① 1台目のご契約のお車の所有者 ② 1台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④ 「②または③」の同居の親族</p>
<p>用途車種 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること</p>		

記名被保険者年齢別料率区分

記名被保険者が個人かつ運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」で契約している場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。 **記名被保険者年齢別料率区分**

型式別料率クラス制度

自家用（普通・小型）乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階（注）で、補償の種類（対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両）ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラスの見直し」を行います。（注）数値が大きいほど保険料が高くなります。

保険料の割引・割増制度

ご契約条件によって、次の割引・割増が適用されます。（注） **割引・割増が適用される場合**

（注）契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引・割増が適用されないことがあります。たとえば、長期優良割引、1DAYマイルージ割引（24時間自動車保険無事故割引）または新車割引について保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

区分	割引・割増の名称	注意点
安全運転	ゴールド免許割引	GK の場合のみ適用
	長期優良割引	GK の場合、または 一般用 でご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）
	1DAYマイルージ割引（24時間自動車保険無事故割引）	ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）
	1等級連続事故契約割増	—
お車の経過年数・装備・装置等	新車割引	—
	福祉車両割引	ご契約のお車が所定の基準を満たす福祉車両（補助装置が装備された福祉目的車両）の場合
	イモビライザー割引	ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車または農耕作業用自動車以外で、イモビライザー（メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正イモビライザーに限り、）が装備されている場合
お車の所有台数	ノンフリート多数割引	ノンフリート契約において、1保険証券で2台以上のお車をご契約される場合。ただし、保険期間が1年超のご契約の場合は、割引の適用条件が異なります。
	フリート多数割引	フリート契約において、1保険証券で10台以上のお車をご契約のお車として契約する場合等
	フリート多数割引（9台以下）	フリート契約において、1保険証券で2台以上9台以下のお車をご契約のお車として契約する場合
その他	公有割引	一般用 の場合で、ご契約のお車が国または地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）が所有かつ使用する自動車のとき
	準公有割引	一般用 の場合で、ご契約のお車が所定の条件を満たす準公有団体が所有かつ使用する自動車のとき
	構内専用電気自動車割引	一般用 の場合で、ご契約のお車が敷地内のみで使用され、所定の適用条件を満たす電気自動車のとき

② 販売車・受託車契約等 契約概要

販売車・受託車契約等特殊なご契約においては、1契約におけるご契約のお車を1台に限定せず、包括的に補償します。（注）
 販売車・受託車契約等以外のご契約とはセットできる特約や保険料の算出にあたって適用される料率制度が異なります。

（注）契約方式によっては、対象となる自動車について毎月または保険期間終了後に通知および精算が必要となる場合があります。また、販売用自動車（個別契約方式）については、ご契約のお車1台ごとにご契約いただきます。

③ 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

○: 選択できます ×: 選択できません

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(注)原則として、保険料は年払と比べて5%の割増が適用されます。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード払(登録方式)	○(注)	○	○
払込票払、請求書払	×	×	○

その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)

④ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式)、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

⑤ 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

満期返れい金・契約者配当金はありません。

2

契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書・継続確認書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

【主な告知事項】

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を定めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方(注1)1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。(注2) (注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。														
記名被保険者の運転免許証の色 GK の場合	始期日時点において有効な、記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。ゴールド免許の場合、保険料が割引になります。														
お車の使用目的 GK、はじめての場合	ご契約のお車の使用実態に従って、該当する使用目的を保険申込書・継続確認書にご記載ください。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>< GK の場合 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上、自らの通勤・通学(注2)に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>< はじめての場合 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>業務使用以外</td> <td>「業務使用」に該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>(注1)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。 (注2)「通勤・通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地(自宅の最寄り駅等)への送迎を含みません。</p>	使用目的	基準	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上、自らの通勤・通学(注2)に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合	使用目的	基準	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合	業務使用以外	「業務使用」に該当しない場合
使用目的	基準														
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合														
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上、自らの通勤・通学(注2)に使用する場合														
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合														
使用目的	基準														
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合														
業務使用以外	「業務使用」に該当しない場合														

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスク クーリングオフ係」にて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

※取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
 ※クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
 ※クーリングオフの場合には、既にお申込みいただいた保険料はお返ししません。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面【宛先】

	10118011
東京都千代田区 神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館	
三井住友海上火災保険 株式会社	
お客さまデスク クーリングオフ 係	

裏面【記載事項】

① 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
② 保険契約者住所
③ 保険契約者署名
④ 電話番号
⑤ 契約申込日
⑥ 申し込まれた保険の種類
⑦ 証券番号(保険申込書控・継続確認書控の右上に記載)または領収証番号
⑧ 取扱代理店名・仲立人名

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①ご契約のお車の用途車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更したとき。(注)
 - ②[GK]または[はじめて]の場合で、ご契約のお車の使用目的を変更したとき。
 - ③登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所を変更した場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - a. 沖縄県から沖縄県以外または沖縄県以外から沖縄県に保管場所を変更したとき。
 - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越えて保管場所を変更したとき。
 - ④ご契約のお車をレンタカーからレンタカーではないお車に変更したとき、またはレンタカーではないお車からレンタカーに変更したとき。(注)
 - ⑤ご契約のお車を教習用自動車から教習用自動車ではないお車に変更したとき、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車に変更したとき。(注)
- (注) 次の場合は、ご契約を解約し、新たにご契約いただくことがあります。この場合、補償内容が異なることがあります。
- ・①において、用途車種を自家用8車種から自家用8車種以外に変更した場合や、自家用8車種以外から自家用8車種に変更した場合
 - ・④または⑤の場合

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。
直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所を変更するとき。
- ②ご契約のお車を譲渡するとき。
- ③お車の買替え等により、ご契約のお車を入替するとき。
- ④運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき。
- ⑤ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少するとき。
- ⑥上記のほか、記名被保険者や特約の追加等契約条件を変更するとき。

(2) 継続手続特約について(はじめての場合は対象外です。)

契約概要

- 口座振替等のキャッシュレスでご契約いただく等の所定の条件を満たす場合、継続手続特約をセットできます。この特約をセットすることにより、満期時に継続手続を忘れたこと等により、補償がなくなることを防げます。
次の条件の両方を満たす場合は、継続前の契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います。(注1)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、取扱代理店とのお手続が必要になります。
 1. 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)がない場合
 2. お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合またはお客さまと連絡が取れない場合等(注1) 所定の期日までに保険料が払い込まなかった場合は、自動的に継続しません。
(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
- 継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

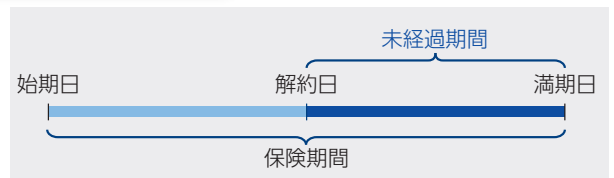
(3) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。



(4) ご契約の中断制度

注意喚起情報

継続して契約しない場合または解約した場合、そのご契約の等級は、次契約に継承されません。次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から起算して13か月以内に中断証明書の発行をお申出いただくことで、等級および事故有係数適用期間を継承します。

- 保険期間の途中でご契約のお車を手放した場合
- 記名被保険者の海外渡航などによりご契約を一時的に中断した場合

📖 中断証明書発行の条件、
中断後の新たなご契約の主な条件

その他ご留意いただきたいこと

(1) 特約の補償重複 **注意喚起情報**

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象とならなくなったときなどは、特約の補償がなくなる場合があります。ご注意ください。

(補償が重複する可能性のある主な特約)

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例 (2台目以降の自動車保険の特約の場合を含む)
① 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)	家庭用火災保険の日常生活賠償特約
② 交通乗用具事故特約または自動車事故特約	2台目以降の自動車保険の交通乗用具事故特約または自動車事故特約
③ 弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約または自動車事故弁護士費用特約
④ ファミリーバイク(人身傷害あり)特約またはファミリーバイク(人身傷害なし)特約	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク(人身傷害あり)特約またはファミリーバイク(人身傷害なし)特約

※補償が重複する可能性のある主な特約については、普通保険約款・特約等で確認ください。

※他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約および臨時代替自動車特約等の自動セット特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

(2) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約したものととなります。

(3) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(4) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(5) ご契約条件について

過去の事故の発生状況等によっては、当社規定によりご契約条件について、保険契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

 車両保険金額の一部取消、ご契約のお車の入替、記名被保険者の変更

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277(無料)**

【受付時間】 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は 365日
三井住友海上事故受付センター **0120-258-365(無料)**

(6) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。)

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(7) 親族連絡先制度について

連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。
(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合


(8) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(9) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、取扱代理店または当社にご連絡ください。また、事故現場で示談・約束手はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類) 代理請求人制度

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

